⑤　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に基づく総合評定値の通知（競争参加資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から１年７か月前までの日を審査基準日とするもので最新のものに限る。）を受けていない者。

⑥　申込書及び資料の提出期限の日から開札までの期間に、埼玉県内において、日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止、国土交通省関東地方整備局又は埼玉県から指名停止（日本郵政グループ各社以外の指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。）を受けている者。

⑦　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者。

⑵　単体参加者及び共同企業体の代表者　次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

①　建設業法第27条の29に基づく建築一式工事に係る総合評定値が1,200点以上であること。

②　平成14年度以降に完成した次の条件を満たす施工実績を有すること（申込書及び資料の提出期限までに完成しているものに限る。以下同じ。）。鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建築基準法上の最高の高さ地上100m以上かつ延床面積30,000㎡以上の事務所ビル又は事務所を含む複合用途ビル㊟の新築工事を元請けとして施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。）。

㊟　複合用途ビル全体のうち、事務所を用途とする部分が15,000㎡以上のものとする。

③　次に掲げる要件をすべて満たす建設業法上の建設工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、契約締結日の翌日から起算して原則７日以内に、本工事に専任で配置できること。

ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ここでいう同等以上の資格を有する者とは、一級建築士の免許を有する者又は一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認定した者とする。

イ　平成14年度以降に完成した鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建築基準法上の最高の高さ地上100m以上かつ延床面積30,000㎡以上の事務所ビル又は事務所を含む複合用途ビル㊟の新築工事に監理技術者、主任技術者又はそれと実質的に同等以上の技術者として12か月以上従事した経験を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。）。

㊟　複合用途ビル全体のうち、事務所を用途とする部分が15,000㎡以上のものとする。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

エ　主任技術者又は監理技術者にあっては、資料の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、恒常的雇用関係とは、資料の提出期限日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいうが、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑶　共同企業体の代表者以外の構成員　次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

①　建設業法第27条の29に基づく総合評定値が、建築一式工事の場合は1,200点以上、その他の場合は1,100点以上であること。

②　次の施工実績を有すること。

ア　建築一式工事で参加する者　平成14年度以降に完成した、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建築基準法上の最高の高さ地上100m以上かつ延床面積30,000㎡以上の建物の新築工事を、建築一式工事として元請で施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上に限るものとし、共同企業体が互いに異なる工事種別で構成された場合は、建築一式工事を主として施工していること。）。

イ　建築一式以外で参加する者　平成14年度以降に完成した、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、建築基準法上の最高の高さ地上100m以上かつ延床面積30,000㎡以上の建物の新築工事を、建築一式工事以外の工事種別で元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上に限るものとし、共同企業体が互いに異なる工事種別で構成された場合は、本工事で担当する工事種別の分野を主として施工していること。）

③　建設業法に定める建設工事業に係る国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を、本工事に専任で配置できること。

⑷　共同企業体の構成

①　結成方法　自主結成とする。

②　代表者の要件

ア　共同企業体の構成員のすべてが建築一式工事の場合、構成員中出資比率が最大である者とする。

イ　上記ア以外の場合、建築一式工事を担当する者であって、かつ、構成員において決定された者とする。

③　共同企業体の存続期間　共同企業体の存続期間は、共同企業体が認定されたときから最終工事の引渡完了後、発注者の承認を得た日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、共同企業体が認定されたときから本工事の契約が締結されたときまでとする。

④　共同企業体の名称　共同企業体の名称は、「大宮桜木町一丁目計画（仮称）新築工事共同企業体」とする。

⑤　共同企業体の協定方法　協定書は、発注者が別に示す「共同企業体協定書」様式による。

なお、共同企業体の構成員のすべてが建築一式工事による場合は、共同企業体協定書（甲型）を使用し、これ以外の場合は共同企業体協定書（乙型）を使用すること。

３　入札時ＶＥ提案の定義及び範囲

⑴　入札参加者が入札時ＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の機能、性能等の低下を伴わないものとする。

⑵　以下の提案は、入札時ＶＥ提案の範囲に含めないものとする。

①　工法、仕様変更で減額となるが、工期は延長となるもの。

②　指定仮設以外の仮設に関するもの。

③　関連工事に大きく影響を与える提案及び請負代金額が関連工事を含め低減にならないもの。

④　全体計画（平面計画、設備の主要システム、デザイン計画、構造クライテリア等）が大きく変わるもの。

⑤　機能、性能及び品質が低下すると予想されるもの。

⑥　ライフサイクルコストが増大すると予想されるもの。

⑦　その他、入札時ＶＥ提案の定義に著しく相違するもの。

４　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目は、次のとおりとする。

①　施工計画及び品質管理に関する提案

②　工程管理に関する提案

③　環境配慮に関する提案

④　ライフサイクルコストの縮減に関する提案

⑤　その他

⑵　総合評価の方法

①　標準点　競争参加資格を満たした入札参加者には標準点100点を与える。

②　加算点　加算点は⑴「入札の評価に関する基準」に示す評価項目について合計点（満点15点）を与える。評価にあたっては、提出された資料の内容についてヒアリングを実施する。なおヒアリングの結果によっては、加算点を減点することがある。

③　総合評価は、標準点、加算点の合計を、入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。